

附属物の設置等に係る合意書

1. 賃貸借又は使用貸借当事者の氏名(名称)及び住所

| 当事者の別 | 氏名(名称) | 住 所 |
|------------------------------|------------------------------|----------------|
| 権利を設定する者 (以下「甲」) | | |
| 権利の設定を受ける者兼転貸を行う者 (以下「乙」) | 公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 藍原 伸夫 | 水戸市上国井町3118番地1 |
| 転貸を受ける者 (以下「丙」) | | |

2. 附属物の設置等を行う土地の表示

| 土地の所在 | | | 地番 | 地目 | | 面積 (㎡) | 備考 |
|-------|----|---|-----|-----|----|-----------|----|
| 市町村 | 大字 | 字 | | 登記簿 | 現況 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | — 筆 | | | | |

3. 附属物の設置等の内容、条件

(1) 附属物の種類・内容

：

(附属物の種類のほか、構造、面積、数量等記載、
詳細については図面等がある場合は添付)

(2) 附属物の設置者

：

甲

丙

(いずれかに○)

(3) 附属物設置の費用負担者

：

甲

丙

(いずれかに○)

(4) 契約終了時の収去の有無 : 有 無
(いずれかに○)

(5) 収去の時期・条件 : ○賃貸借又は使用貸借の終了の日から30日以内とする。
(4)が有の場合 ○丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

(6) 収去しない場合の費用償還の有無 : 有 無
(4)が無の場合のみいずれかに○)

※費用償還有の場合は、費用等について別途協議する。

甲、乙、丙の三者は、本書の内容について合意が成立したので、後日のため本書を3通作成し、当事者記名押印の上各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所 茨城県水戸市上国井町3118番地1

氏 名 公益社団法人茨城県農林振興公社
理事長 藍原 伸夫

丙 住 所

氏 名